

議案第 72 号

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について

次のとおり三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を設定することについて、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 7 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第
19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- （2） 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- （3） 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシ
ステムをいう。
- （4） 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

（三朝町の責務）

第 3 条 三朝町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保
するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、
自主的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第 4 条 町長は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄

に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第5条）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの

